

実績評価書様式

(厚生労働省23(施策中目標Ⅱ-2-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図る(施策中目標Ⅱ-2-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を達成することを柱に実施しています。 (施策小目標1)労働条件の確保・改善を図ること (施策小目標2)労働契約に係るルールの周知を図ること (施策小目標3)最低賃金制度の周知を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画)	労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。 増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。 また、最低賃金法により、地域や産業の状況に応じて賃金の最低額を設定し、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図ることとしており、制度等を周知し、その履行確保を図ります。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,135,273	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,206,498
		補正予算(b)	—	-32,848	-14,629	-29,750	47,948	
		繰越し等(c)	—	0	0	0	392	
		合計(a+b+c)	1,135,273	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,119,061	1,206,498
	執行額(千円、d)	—	913,292	853,400	960,653			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	74%	68%	81%				
※ 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		—	227億円	272億円	196億円	116億円	集計中	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2	基準値	実績値					目標値
	労働契約解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	—	95.0%	95.0%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3	基準値	実績値					目標値
	市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		82.1%	92.2%	83.0%	92.7%	93.2%	80.0%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	<p>指標1については目標は定めていません。労働基準監督署では、事業場への監督指導の結果労働基準法令違反が認められたものについては、それを確実に是正するよう的確に事業主への指導を行っています。</p> <p>指標2、指標3については目標を上回っており、労働契約解説セミナーや、市町村の発効する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。</p>
	効率性の評価	<p>「労働条件の確保・改善を図る」ため、3つの施策目標を柱に施策を実施しています。</p> <p>・監督署による監督指導は、膨大な数の事業場の中から、前年までの監督実績及び各種指標の評価を通じ、監督を行うべき事業場を選び出して計画的に監督指導を実施するほか、労働者からの申告により把握した事業場に機動的に監督を実施するなど、効率的な運営を行っています。</p> <p>・労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールについての教育、情報提供等を着実に進めていくことが個別労働紛争の未然防止に効果的です。民間組織を活用し、最も低廉な方法により実施しており、費用対効果の観点からも効率的です。</p> <p>・最低賃金制度の周知広報については、ポスター駅貼り、インターネットによる周知広報委託事業を総合評価落札方式により効率的に執行するとともに、市町村広報誌への掲載を働きかけるなど効率的に実施しています。</p>
	【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性	<p>依然として厳しい経済・雇用情勢の下、全国の労働基準監督署には、賃金の不払、解雇・雇止め、労働条件の引下げ等に関する申告・相談が数多く寄せられています。このため、すべての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるよう、事業主等の法令遵守意識をより一層高めていくことが必要です</p> <p>・監督署による監督指導について、計画的・機動的な実施により労働条件の確保・改善の達成に向けて着実に取り組んでいます。更に、本年度新たに導入した監督指導手法(労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う手法)や、今後導入する予定であるメール等を活用した監督対象事業場の新たな把握手法により、いっそう効果的かつ効率的な運営を行っていきます。</p> <p>・これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果をあげてきました。しかしながら依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることから、今後も、これから労働者になるうとする者も含め、広く労働関係法令の教育、情報提供等を実施することが必要です。</p> <p>有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていくことが必要です。</p> <p>・最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、引き続きその効果的・効率的な周知を図ることが必要です。</p>

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	<p>以下の口で囲んだ方向で検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止 ・見直しの上(増額/現状維持/減額) ・見直しをせず現状維持 <p>・労働契約に係るルールの周知については、これまでセミナーの事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、状況提供等に一定の効果をあげてきており、今後は開催回数を増加の上、引き続き実施することとしています。</p>
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議(平成23年7月20日)において、有識者の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成しています。
-----------------	---

参考・関連資料等	<p>【指標1、2、3】 関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>【指標1】 平成21年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000ufxb.html</p> <p>【指標2】 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/905a.pdf</p> <p>【指標3】 最低賃金特設サイト URL: http://pc.saiteichingin.info/</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局監督課	作成責任者名	労働基準局監督課長 達谷 窟 庸野	評価書作成日	平成23年9月
-------	----------	--------	----------------------	--------	---------

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠二、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則恵